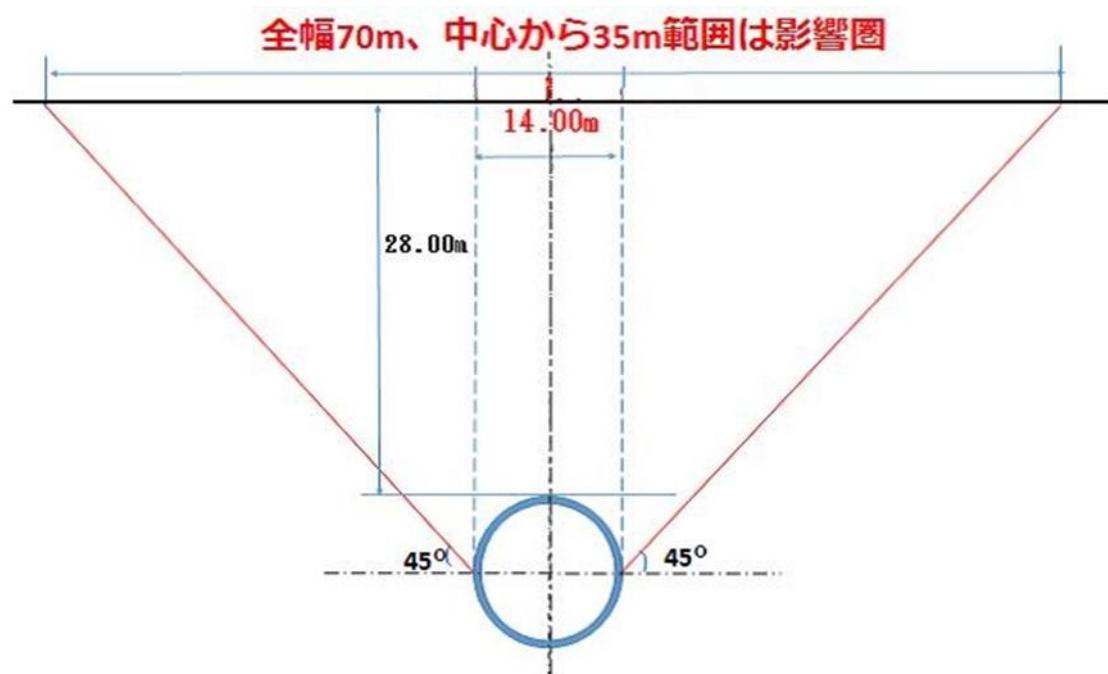


1 町田・相模原地域におけるトンネル工事の影響

- ・神奈川県駅は地下駅。
- ・町田市小山町から相模原市緑区大島付近までの7km弱は大深度地下法の適用の無い浅深度地域。地権者は850人。
- ・特に神奈川県駅周辺は、10m代の浅深度地域。
- ・そもそもトンネル掘削を行えば、必ず周辺地盤は緩む。なぜなら、トンネル空間に存在していた土砂が搬出されることにより、今まで横や縦方向に押し合っていた力が無くなるからである。そのため、地盤中に隙間が多くなり、人の目には見えなくとも、地下水はそれを通り道として移動することとなる。とくに、粘性土（ロームなど粘土分の多い土。）や砂礫層（台地を作った河川が運搬してきたもので、多くは硬質な礫とやや固結した粘性土からできている。）などはトンネル工事による地盤の緩みの影響を受けやすいとされている。



- ・シールドマシンを用いた掘削によって地盤変状が生じることは、学問的には争いないところである。地盤の最大沈下は、シールドマシン先端が真下に到達したときで、その後通過するまでは逆に地盤が隆起する。通過後にやや沈下して落ち着くか、1ないし2年間かけて緩やかに沈下し続ける。
- ・橋本地域でのトンネル工事の影響は、まず、浅深度のため甚大な騒音振動被害が予想される。
- ・また、浅深度のため地盤変状の危険もある。
- ・加えて、東京と神奈川の県境を流れる境川流域は軟質層が分布している。また、地下水が

浅いところにあるためトンネル工事によって水脈が切られてしまうことは、アセスからも明らかである。北側から流れてきた地下水はトンネルによって4.5km以上の区間で流れが阻害され、トンネル上端のローム層まで水位が上昇する可能性がある。逆に南側では境川以外からの地下水供給が絶たれるので、地下水位が低下し、ローム層で圧密沈下が発生する可能性がある。

2 交渉の経過

【2019. 11】西橋本地権者を中心に共通要望書作成。

項目	地権者サイドの契約書	JR が提示している契約書
トンネル掘削により土地家屋等に損害が発生した場合の修復	「JR が責任を持って修復する」文言を契約書に記載する	(契約書に記載ありません)
損害発生が工事後1年を超えた場合	「JR は損害の発生が工事中及び工事後1年を超えた場合でも修復をする」文言を契約書に記載する	(契約書に記載ありません、補足説明資料で修復は工事後1年以内に発生した損害に限ると記載しています)
地代 (トンネルの地下使用料)	有償とし毎年払いとする	無償
トンネル上は荷重制限があり建物の建築階数が制限される	制限される上階部分の補償を求めます	補償はありません (話し合いでは補償すると回答がありました但し契約書では記載ありません)
残地の補償	残地は狭くなり利用が妨げられますので補償を求めます	補償はありません
土地全体の評価の低下	トンネル掘削により土地全体の評価が下がります、低下による差額の補償を求めます	トンネルの事業用地に対する補償金 (一時金) があります、土地全体の補償はありません

【2020. 1. 23】JR 東海旧相模原事務所訪問、担当者に受任通知交付、弁護士事務所にて取材。

【2020. 1】受任通知受領後、電話にて回答。

- ・数回にわたり電話で交渉場所・条件など協議。JR 東海の主張は以下のとおり。
- ・共通要望書に基づく交渉には応じない。内容は他の地権者から伝え聞いて知っている
- ・交渉への当事者の複数出席は認めない
- ・書面での回答は行わない。今後も全て電話で回答

【2020. 7. 1】地権者ら通知。

・電話ではなく文書での回答要求。技術的なことを電話で言われても理解できない。言った言わないで無用の争点が増える。

【2020. 9. 30】JR 東海回答。

- ・委任状を見せて欲しい
- ・「公共用地の取得に伴う損失補償基準」8条が規定する「正常な取引価格」を支払う
- ・地権者の同席は拒否。地権者ごとに条件が異なるから
- ・対面での話し合いを希望
- ・共通要望書以外の事項については委任を受けていないと思われるが、地権者宅を訪問して個別交渉を開始しても良いか

【2020.10.13】地権者ら通知。

- ・委任状一部開示
- ・共通要望書のどの部分に応じられどの部分に応じられないのか不明のため、後日質問書送付
- ・貴社の側において「詳細な話し合いの妨げになる。」事情が発生すると考えるのであれば想定される事情を具体的に説明されたい
- ・貴社担当者は電話にて、代理人の送付した書面に対して代理人に電話で回答する方針であると説明を行っており、2020年9月30日付「ご連絡について」記載の内容とは異なる回答であった。このような行き違いを避けるためにも、書面による回答を希望する
- ・地上権設定契約に関連する一切の権限の委任を受けているのであり、代理人を経由しない個別訪問は拒否

【2020.10.30】調布陥没事故。

【2020.10.30】地権者の会ニュース配布。

- ・ここまでの交渉経過説明。JR東海の基本姿勢は「後回し」と思われる。

【2020.12.1】JR東海回答。

- ・「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に規定していない補償を行うことはできない。損害賠償については質問があれば受け付ける
- ・共通要望書については議論の余地が無いので、早く地権者と個別交渉を行いたい。団体交渉は拒否
- ・測量に協力することを求める

【2020.12.2】地権者ら通知。

- ・事故の補償については、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（以下、「事務処理要領」とする。）に準拠でよいか
- ・区分地上権設定契約書に補償に関する条項を記載する意向はあるか
- ・事故発生原因の調査およびその費用負担について、JR東海負担と理解して良いか。既に行った事前調査の内容を開示せよ
- ・工事完了から1年を経過した後に地権者から地盤変動による損害発生の申出があった場合、費用の請求に応じる意向はあるか

【2020.12.21】JR東海回答。

- ・事故の補償は「事務処理要領」等に基づき対応する

- ・ 事故発生原因の調査およびその費用負担について、回答なし
- ・ トンネル工事完了後1年以降については、法令に則り適切に対処する。
- ・ 事前調査としては国道16号交差点トンネル新設工事について実施。
- ・ 損害賠償について、契約書に条項を追加するつもりはない
- ・ 測量への協力を求める

【2021. 1. 30】地権者ら通知。

・ 調布事故以降、工事の安全性に関する不安が広がっている。まずは安全性について当方の質問に十分に回答することが交渉の前提

- ・ 追って詳細な質問を送付する

【2021. 2. 24】地権者ら通知。

・ 「事務処理要領」を用いる理由を説明せよ。地盤変動対策のマニュアルは他にあるのか

・ 事前調査（2条調査）について、どのような調査を行ったか、調査結果の開示の予定、地権者からの要望を受けて追加調査を行う予定はあるか

- ・ 地形および地下水位についてどの範囲で行ったか開示せよ

・ 地権者からの損害等の発生申出を受けての調査（3条調査）について、工事期間中に申し出があった場合には工事を停止して調査するのか、調査費用はJR東海が負担するのか

・ 「事務処理要領」には地盤変動対策について規定は無いが、地盤変動対策は講じたのか、地権者からの申し出があれば新たな地盤変動対策やモニタリング調査を行う予定はあるか

【2021. 3. 25】JR東海回答。

- ・ 法令や国の指針に則り適切な対応を行う

・ 2条調査は、環境影響評価書、国道16号交差点、「令和元年度における環境調査の結果等について（神奈川県）」に記載→要するにボーリングと地下水

- ・ 2条調査について、地権者からの希望を受けて追加調査を行うかについては回答無し

- ・ 3条調査について、費用負担、工事停止について言及なし

・ 「弊社といたしましては、通知人の皆さまには、弊社の区分地上権設定契約等の考え方にはご理解、ご納得をいただいております。今後は個別具体的な補償額の話し合いを進めさせていただけるものと考えております。」

「事故のリスクに対する不安の払拭につきましては、～トンネル工事を進めるにあたりましては安全の確保、環境の保全に配慮することで通知人の皆さまにご安心いただけるよう努めてまいりますので、～現地での境界確認等測量作業を行うことおよび境界確認書に署名捺印を行うことに対する通知人の方のご承諾手続きを進めていただけますようお願い申し上げます。」

【2021. 6. 17】JR東海通知。

・ 損失補償については「用地補償のあらまし」パンフで説明済みである。地権者からの質問に対しても通知人の理解を得るよう努めてきた。通知人それぞれの考えを確認したいのでそれぞれ具体的に要望を述べてほしい

- ・ 測量への協力を求める

【2021. 7. 31】地権者ら通知。

- ・あくまで原則は契約自由
- ・工事の安全性に関する不安の払拭が最優先事項
- ・安全性に関するリスクについて十分な根拠資料が通知人らに提供されていないため、その確認を求めている。通知人らそれぞれの住宅ごとに、トンネル工事の影響を具体的根拠を用いて示していただきたい。

【2021. 8. 6】地権者から国道16号隆起調査の要望。

- ・国道16号下トンネル工事（URT工法、土被り15m）中に16号路面が隆起
- ・隆起について確認および原因調査を求める

【2021. 11. 8】調査結果について説明会開催の要望。

- ・トンネル直上の地権者以外の者も参加できる説明会の開催を求める
- ・①隆起の存否及び形状、②隆起の調査方法、③隆起の原因の検証方法、④因果関係を否定した根拠、⑤工事以外の原因として何が考えられるかについて、事前に説明を求める

【2021. 11. 25】JR東海回答。

- ・説明会開催を拒否。直上地権者以外からの質問は一般的な質問であり、電話もしくは対面（同時に3名まで）でのみ対応しているの、例外は認めない
- ・調査結果については対面で説明する

【2022. 2. 4】地権者ら通知。「土木事業における地質・地盤リスクマネジメントガイドライン」（国土交通省令和2年3月、以下「リスクマネジメントガイドライン」とする。）記載のリスク特定・評価について①。

- ・リスクマネジメントガイドラインに準拠して工事をおこなっているのか
- ・以下のリスクアセスメントをどのように行ったのか。①地質・地盤条件等の調査（地質・地盤条件とその不確実性を把握する）、②リスク特定（リスク分析の必要があるものを特定）、③リスク分析（リスクにおける結果の大きさと起こりやすさを分析）、④リスク評価（リスク分析結果に基づき、リスク対応の必要性を評価する）、⑤リスク対応（回避、低減、移転、保有等）
- ・ボーリング調査資料の開示。何メートル間隔で調査を行ったのか

【2022. 3. 29】JR東海担当者面談①。16号隆起問題について。

- ・結論として工事が原因ではない
- ・JR東海と奥村組で調査
- ・レーダー探査（深度1m）
- ・地権者からの電話に対して地中埋蔵物があると答えたのは何故か？→持ち帰り確認
- ・地下水位上昇の有無は？→持ち帰り確認
- ・隆起の原因については不明

【2022. 5. 12】JR東海担当者面談②。16号隆起問題について。

- ・結論から言うと、原因となる埋設物があったというのは事実とは言えない。ひょっとした

ら話した可能性があるが、過去の経験や一般論から推定されるもの。推測の域を出なかった。

- ・レーダー探査を1mとした理由は、壊さない範囲で調べられるのがその範囲（なお、後日専門家に質問したところ、機械の精度が上がっており1mが限界ということは無いとのことであった。）

- ・レーダー探査の結果を開示できないか？→拒否

【2022. 8. 31】JR 東海回答。リスクマネジメントガイドラインについて。

- ・リスクマネジメントガイドラインに準拠している

- ・地盤調査を行った

- ・ローム層は固く締まっている

- ・調布事故を受けた改良①添加剤の適合性確認、②泥土圧の管理、③泥土の性状の確認、④取り込み量の管理強化

- ・疑問があれば個別に説明に応じる

【2023. 7. 11】地権者ら通知。リスクマネジメントガイドライン記載のリスク特定・評価について②。

- ・リスクの特定がない。検討対象としたリスク項目および内容をご教示せよ

- ・リスクが特定されていることを前提に、「6 リスク分析、リスク評価」、「7 リスク対応」について説明せよ

- ・地権者が想定する具体的リスクは、①低周波音による健康被害、②掘削振動による土地の変位、家屋の被害、③圧密沈下、④騒音被害等である。これらリスクに対するリスクマネジメントの内容を説明せよ

3 大西大通り問題（相模原市との交渉）

- ・リニアトンネル直上の地域（西橋本）に圏央道相模原インター接続のための幹線道路「大西大通り」の建設計画。2022年3月頃から明らかとなる。

- ・用地取得の対象となる家屋は約100棟→区分地上権設定に応じない地権者に買取の選択肢を与える効果

- ・都市計画決定前に測量を強行しようとする

- ・2023. 8. 20本村賢太郎相模原市長との対話集会。地権者15名から質問。週刊金曜日記事

4 まとめ

- ・民主主義の欠如。特に環境情報へのアクセスの困難さ。

- ・予防原則、予防的アプローチに対する無理解。特に、リスク特定が無いためにリスクマネジメントが形骸化。

以上